議案第１３号

匝瑳市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

匝瑳市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和７年１２月５日提出

匝瑳市長　　宮　内　　康　幸

匝瑳市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第１条　匝瑳市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成１８年匝瑳市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項各号列記以外の部分中「１００分の２２７．５」を「１００分の２３２．５」に改める。

第２条　匝瑳市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第４条第２項各号列記以外の部分中「１００分の２３２．５」を「１００分の２３０」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は令和８年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の匝瑳市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和７年１２月１日から適用する。

（期末手当の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の匝瑳市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（参考）

匝瑳市議会議員の議員報酬、費用弁償等の一部を改正する条例新旧対照表（第１条関係）

改　　正　　後	改　　正　　前
第１条～第３条　略 （期末手当） 第４条　略 ２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在においてその者が受けるべき議員報酬の月額に、当該議員報酬の月額に１００分の１５を乗じて得た額を加算した額に１００分の２３２．５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その支給方法については、匝瑳市職員の給与に関する条例（平成１８年匝瑳市条例第４５号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。 （１）～（４）　略 以下　略	第１条～第３条　略 （期末手当） 第４条　略 ２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在においてその者が受けるべき議員報酬の月額に、当該議員報酬の月額に１００分の１５を乗じて得た額を加算した額に１００分の２２７．５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その支給方法については、匝瑳市職員の給与に関する条例（平成１８年匝瑳市条例第４５号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。 （１）～（４）　略 以下　略

（参考）

匝瑳市議会議員の議員報酬、費用弁償等の一部を改正する条例新旧対照表（第２条関係）

改　　正　　後	改　　正　　前
第１条～第３条　略 （期末手当） 第４条　略 ２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在においてその者が受けるべき議員報酬の月額に、当該議員報酬の月額に１００分の１５を乗じて得た額を加算した額に１００分の２３０　を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その支給方法については、匝瑳市職員の給与に関する条例（平成１８年匝瑳市条例第４５号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。 （１）～（４）　略 以下　略	第１条～第３条　略 （期末手当） 第４条　略 ２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在においてその者が受けるべき議員報酬の月額に、当該議員報酬の月額に１００分の１５を乗じて得た額を加算した額に１００分の２３２．５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その支給方法については、匝瑳市職員の給与に関する条例（平成１８年匝瑳市条例第４５号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。 （１）～（４）　略 以下　略